

根室市普通河川管理条例施行規則

(趣旨)

第1条 根室市普通河川管理条例(平成12年条例第31号。以下「条例」という。)の施行については、この規則の定めるところによる。

(関係市町村長の協議の内容の公示)

第2条 条例第3条第1項の協議が成立した場合には、市長は、次の各号に掲げる事項を公示するものとする。

- (1) 河川の名称及び区間
- (2) 管理を行う市町村長
- (3) 管理の内容
- (4) 管理の期間

(普通河川管理者以外の者の施行する工事等の承認申請手続)

第3条 条例第5条の承認を受けようとする者は、工事の設計及び実施計画又は維持の実施計画を記載した承認申請書を提出しなければならない。

(申請又は届出の手続)

第4条 条例第8条の許可若しくは第10条の承認の申請又は第9条第1項若しくは第11条第2項の届出は、別記様式第1号から第4号までによる申請書又は届出書を提出して行うものとする。

2 前項の申請書又は届出書には、別表に定める図書を添付するものとする。

(許可の同時申請)

第5条 条例第8条の規定による許可を受けて1の行為を行おうとする場合において、当該行為又はこれに関連する行為についてこの規定による他の許可を必要とするときは、これらの許可の申請は同時に行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(許可申請書の添付図書の省略)

第6条 前条の規定により、条例第8条の許可の申請を同時に行う場合において、第4条第2項の規定により申請書に添付すべき図書のうち1のものの内容が他のものの内容に含まれるときは、当該1のものは、申請書に添付することを要しない。

2 条例第8条の許可を受けた事項の変更の許可の申請にあつては、添付図書のうちその変更に関する事項を記載したものを添付すれば足りる。

3 前項の変更の許可の申請にあつては、変更の趣旨及び理由を記載した書面を申請書に添付しなければならない。

4 第1項又は第2項に該当するものを除くほか、条例第8条の許可に係る行為が軽易なものであることその他の理由により添付図書の全部を添付することが必要ないと認められるときは、当該添付図書の一部を省略することができる。

(申請書又は届出書の補正)

第7条 市長は、条例に基づく許可若しくは承認の申請又は届出があつた場合において、特に必要があると認めるときは、当該申請書又は届出に係る添付図書等について補正を求めることができる。

(届出等)

第8条 条例第8条の許可を受けた者は、次の各号の一に該当する場合においては、速やかに、市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所(法人にあつては、当該法人の名称若しくは住所又は代表者の氏名)を変更したとき。
- (2) 当該許可に係る行為に着手したとき。
- (3) 当該許可に係る行為を許可の期間の満了する前に中止し、又は完了したとき。
- (4) 災害その他不可抗力により、当該許可に係る目的を達成することができなくなったとき。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

別表

1 条例第8条第1号の許可申請書に添付すべき図書

(1) 次に掲げる事項を記載した図書

イ 水利使用に係る事業の計画の概要

ロ 使用水量の算出の根拠

ハ 河川の流量と申請に係る取水量及び条例第8条第1号から第8号までの規定による許可を受けた者並びに漁業権者及び入漁権者（以下「関係河川使用者」という。）取水量との関係を明らかにする計算

ニ 水利使用による影響で、次に掲げる事項に関するもの及びその対策の概要

(イ) 治水

(ロ) 関係河川使用者（漁業権者及び入漁権者を除く。）の河川の使用

(ハ) 漁業

(ニ) 史跡、名勝及び天然記念物

(2) 工作物の新築、改築又は除却を伴う水利使用の許可の申請にあっては、工事計画に係る次の表に掲げる図書（条例第8条第3号の許可の申請が含まれていないときは、工事計画の概要を記載した図書）

区分	図書		備考	
工作物の新築又は改築に関する工事計画	計算書	工作物に関する水理計算書		
		工作物に関する構造計算書		
		計画洪水流量及び背水に関する計算書		
		占用面積計算書		
	付表	水位及び流量表		
		工程表		
	図面	位置図		縮尺5万分の1の地形図とする
		実測平面図		
		実測縦断面図		
		実測横断面図		
		工作物の設計図		
占用する土地の丈量図				
	工事費概算書			
	その他工事計画に関し参考となるべき事項を記載した図書			
工作物の除却に関する工事計画	図面	位置図	縮尺5万分の1の地形図とする	
		工作物の構造図		
		工事の実施方法を記載した図書		
		工事費概算書		
		その他工事計画に関し参考となるべき事項を記載した図書		

(3) 関係河川使用者（当該水利使用を行うことにより損失を受けないことが明らかである者を除く。）からの当該水利使用を行うことについての同意書

(4) 普通河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地、施設若しくは工作物を使用して水利使用を行う場合又は普通河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する工作物を改築し、若しくは除却して水利使用を行う場合にあつては、その使用又は改築若しくは除却について申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面

(5) 水利使用に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面

(6) 第5条ただし書に該当するときは、同条ただし書の理由及び同条本文の規定により同時

- に行うべき他の許可の申請の経過又は予定を記載した書面
- (7) その他参考となるべき事項を記載した図書
- 2 条例第8条第2号の許可申請書に添付すべき図書
- (1) 河川敷地の占用に係る事業の計画の概要を記載した図書
- (2) 縮尺5万分の1の位置図
- (3) 実測平面図
- (4) 面積計算書及び丈量図
- (5) 河川敷地の占用に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面
- (6) その他参考となるべき事項を記載した書面
- 3 条例第8条第3号の許可申請書に添付すべき図書
- (1) 工作物の新築、改築又は除却（以下「新築等」という。）に係る事業の計画の概要を記載した図書
- (2) 縮尺5万分の1の位置図
- (3) 工作物の新築又は改築に係る土地の実測平面図
- (4) 工作物の設計図（工作物の除却にあつては、構造図）
- (5) 工事の実施方法を記載した図書
- (6) 占用する土地の面積計算書及び丈量図
- (7) 普通河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地において新築等を行う場合又は普通河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する工作物について改築若しくは除却を行う場合にあつては、当該新築等を行うことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面
- (8) 新築等に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面
- (9) その他参考となるべき事項を記載した図書
- 4 条例第8条第4号の許可申請書に添付すべき図書
- (1) 河川の産出物の採取に係る事業の計画の概要を記載した図書
- (2) 河川の産出物の採取に係る土地の縮尺5万分の1の位置図
- (3) 河川の産出物の採取に係る土地の実測平面図
- (4) 土石の採取にあつては、当該採取に係る土地の実測縦断面図及び実測横断面図に当該採取に係る計画地盤面を記載したもの
- (5) 河川の産出物の採取が他の事業に及ぼす影響及びその対策の概要を記載した図書
- (6) 河川の産出物の採取に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面
- (7) その他参考となる事項を記載した図書
- 5 条例第8条第5号の許可申請書に添付すべき図書
- (1) 草木の栽植に係る事業の計画の概要を記載した図書
- (2) 縮尺5万分の1の位置図
- (3) 草木の栽植に係る土地の実測平面図
- (4) 草木の栽植が他の事業に及ぼす影響及びその対策の概要を記載した図書
- (5) 普通河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地において草木の栽植を行う場合にあつては、当該草木の栽植を行うことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面
- (6) 草木の栽植に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面
- (7) その他参考となるべき事項を記載した図書
- 6 条例第8条第6号の許可申請書に添付すべき図書

- (1) 土地の形状を変更する行為に係る事業の計画の概要を記載した図書
- (2) 縮尺5万分の1の位置図
- (3) 土地の形状を変更する行為に係る土地の実測平面図
- (4) 土地の形状を変更する行為に係る土地の実測縦断面図及び実測横断面図に当該行為に係る計画地盤面を記載したもの
- (5) 土地の形状を変更する行為が他の事業に及ぼす影響及びその対策の概要を記載した図書
- (6) 普通河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地において土地の形状を変更する場合にあっては、当該土地の形状を変更する行為を行うことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面
- (7) 土地の形状を変更する行為に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面
- (8) その他参考となるべき事項を記載した図書

7 条例第8条第7号の許可申請書に添付すべき図書

- (1) 物件の洗浄に係る事業の計画の概要を記載した図書
- (2) 縮尺5万分の1の位置図
- (3) 物件の洗浄が他の事業に及ぼす影響及びその対策の概要を記載した図書
- (4) その他参考となるべき事項を記載した図書

8 条例第9条第1項の届出書に添付すべき図書

- (1) 縮尺5万分の1の位置図
- (2) 汚水排出経路概要図（汚水処理系統を含む。）

9 条例第10条の承認申請書に添付すべき図書

- (1) 譲渡に関する当事者の意思を示す書面
- (2) 譲渡の理由及び譲渡しようとする年月日を記載した書面
- (3) 譲り受けようとする者の事業の計画の概要を記載した図書
- (4) その他参考となるべき事項を記載した図書

10 条例第11条第2項の届出書に添付すべき図書

- (1) 地位の承継を示す書面
- (2) その他参考となるべき事項を記載した図書

別記様式第1号（甲）

許 可 申 請 書

年 月 日

根室市長 様

申請者 住所

氏名 印

根室市普通河川管理条例第 条第 号の許可を申請します。

備考

- 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 第3条の規定により許可の同時申請を行うときは、「第 条第 号」の箇所に根拠条文をすべて記載すること。

(乙の1)

(水利使用)

- 1 河川の名称
- 2 水利使用の目的
- 3 取水口、注水口又は放水口の位置
- 4 取水量等
- 5 取水の方法
- 6 工作物及び土地の占用

名称又は種類	工作物の位置又は占用の場所	工作物の構造又は能力	占用面積	摘 要

- 7 土地の掘さく等

種 類	場 所	土地の面積	摘 要

- 8 水利使用の期間
- 9 工期

備考

- 1 「水利使用の目的」については、水利使用に係る事業のための施設の総体又は代表的な施設の名称を付記すること。
- 2 「取水量等」の記載については、次のとおりとすること。
 - (1) 使用料及び使用水量の単位は、立方メートル毎秒（一日最大取水量、一日最大使用水量、年間総取水量及び一日平均取水量にあつては、立方メートル）とすること。
 - (2) その他の水利使用にあつては、最大取水量及び一日最大取水量（一定の期間ごとに最大取水量又は一日最大取水量が異なるときは、その期間別の最大取水量及び一日最大取水量）を記載し、かつ、水道のためにする水利使用にあつては、給水人口を付記すること。
 - (3) 取水量と使用数量が異なるときは、使用水量をあわせて記載すること。
 - (4) 年間総取水量又は一日平均取水量を定めて水利使用を行うときは、これを記載すること。
 - (5) その他責任放流等の水利使用の条件があるときは、これを記載すること。
- 3 「工作物及び土地の占用」の記載については、次のとおりとすること。
 - (1) 「占用面積」の欄には、河川敷地の占用面積を記載すること。
 - (2) 「摘要」の欄には、新築、改築又は除却の別その他参考となるべき事項を記載すること。
- 4 「土地の掘さく等」の記載については、次のとおりとすること。
 - (1) 普通河川における土捨場の設置、土地の掘さくその他の形状を変更する行為（工作物の新築、改築又は除却のためにするものを除く。）及び草木の栽植について記載すること。
 - (2) 「摘要」の欄には、捨土量、土量等を記載すること。
- 5 許可を受けた事項の変更の許可の申請にあつては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

(乙の2)

(河川敷地の占用)

- 1 河川の名称
- 2 占用の目的及び態様
- 3 占用の場所
- 4 占用面積
- 5 占用の期間

備考

- 1 「占用の目的及び態様」については、田、畑、運動場、公園等を設置する等のために使用する旨を記載し、さらに、その使用方法の概要を記載すること。
- 2 許可を受けた事項の変更の許可の申請にあつては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

(乙の3)

(工作物の新築、改築、除却)

- 1 河川の名称
- 2 目的
- 3 場所
- 4 工作物の名称又は種類
- 5 工作物の構造又は能力
- 6 工事の実施方法
- 7 工期
- 8 占用面積
- 9 占用の期間

備考

- 1 「(工作物の新築、改築、除却)」の箇所には、該当するものを記載すること。
- 2 普通河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地における工作物の新築、改築又はあっては、「占用面積」及び「占用の期間」については、記載しないこと。
- 3 許可を受けた事項の変更の許可の申請にあっては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

(乙の4)

(河川の産出物の採取)

- 1 河川の名称
- 2 採取の目的
- 3 採取の場所及び採取に係る土地の面積
- 4 河川の産出物の種類及び数量
- 5 採取の方法
- 6 採取の期間

備考

- 1 土石の採取にあっては、次のとおりとすること。
 - (1) 「河川の産出物の種類及び数量」については、砂、砂利、栗石、玉石その他の土石の種類ごとに、その数量を記載すること。
 - (2) 「採取の方法」については、機械掘り又は手掘りの別を記載するとともに、機械掘りにあっては、その機械の種類、能力及び数並びに採取に係る掘さく又は切土の深さを記載すること。
- 2 「採取の方法」については、採取した河川の産出物の搬出の方法及び経路を記載すること。
- 3 許可を受けた事項の変更の許可の申請にあっては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

(乙の5)

(草木の栽植)

- 1 河川の名称
- 2 栽植の目的
- 3 栽植の場所及び栽植に係る土地の面積
- 4 栽植の内容
- 5 栽植の期間

備考

- 1 「栽植の内容」については、栽植する草木の種類及び数量を記載すること。
- 2 許可を受けた事項の変更の許可の申請にあっては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

(乙の6)

(土地の形状の変更)

- 1 河川の名称
- 2 行為の目的
- 3 行為の場所及び行為に係る土地の面積
- 4 行為の内容
- 5 行為の方法
- 6 行為の期間

備考

- 1 「行為の内容については、掘さく、盛土、切土その他の行為の種類及び掘さく又は切土の深さ、盛土の高さ等を記載すること。
- 2 「行為の方法」については、次のとおりとすること。
 - (1) 機械を使用して土地の形状を変更する場合にあっては、その機械の種類、能力及び数を記載すること。
 - (2) 行為に係る土石等の搬出又は搬入の方法及び経路を付記すること。
- 3 許可を受けた事項の変更の許可の申請にあっては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

(乙の7)

(物件の洗浄)

- 1 河川の名称及び洗浄の場所
- 2 洗浄の目的
- 3 洗浄する物件の種類及び数量
- 4 洗浄の期間

備考

- 1 「物件の種類及び数量」については、土、汚物、染料その他の物件に付着しているものの態様ごとに分類し、その分類ごとの数量を記載すること。
- 2 許可を受けた事項の変更の許可の申請にあつては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

別記様式第2号

汚 水 排 出 届 出 書

年 月 日

根室市長 様

届出人 住所

氏名 印

根室市普通河川管理条例第 条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 河川の名称
- 2 汚水を排出しようとする場所
- 3 汚水の排出の方法及び期間
- 4 排出しようとする汚水の量
- 5 排出しようとする汚水の水質
- 6 排出しようとする汚水の処理の方法

備考

- 1 届出人が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 「第 条」の箇所には、根拠条例を記載すること。
- 4 「汚水を排出しようとする場所」については、排出口の所在地及び河川の左右岸の別を記載すること。
- 5 「汚水の排出の方法及び期間」については、ポンプ排出又は自然排出の別、排出口の構造の概要並びに排出の開始及び終了の時期を記載すること。
- 6 「排出しようとする汚水の量」については、日量及び時間量を記載すること。
- 7 「排出しようとする汚水の水質」については、生物化学的酸素要求量、水素イオン濃度、浮遊物質その他の項目ごとに平均値及び最大値を記載すること。
- 8 「排出しようとする汚水の処理の方法」については、活性汚泥法、標準散水濾床法、沈殿法等の処理の方法及びこれらの方法に応じて設置する沈殿池、エアレーションタンク、中和槽、油脂分離等の施設の名称、数量等を記載すること。

別記様式第3号

権利譲渡承認申請書

年 月 日

根室市長 様

申請者 譲り渡そうとする者
住所
氏名 印
譲り受けようとする者
住所
氏名 印

根室市普通河川管理条例第 条の承認を申請します。

- 1 河川の名称
- 2 譲渡しようとする権利の内容
- 3 許可の年月日及び番号
- 4 許可の内容及び条件の概要

備考

- 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 「第 条」の箇所には、根拠条文を記載すること。

別記様式第4号

地 位 承 継 届		年 月 日
根室市長	様	
		届出人 住所 氏名 印
根室市普通河川条例第	条の規定により、次のとおり届け出ます。	
1	河川の名称	
2	被承継人 住所 氏名	
3	承継の年月日	
4	承継に関する事実	
5	許可の年月日及び番号	
6	許可の内容及び条件の概要	

備考

- 1 届出人が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 「第 条」の箇所には、根拠条文を記載すること。
- 4 「承継に関する事実」の記載については、承継の原因及び承継した地位の内容を詳細に記載すること。